

経営者協会だより

中小企業経営者協会
中小企業経営労務研究所
横浜市青葉区美しが丘2-28-5
TEL: 045-902-0199 FAX: 045-902-0374
http://www.chukeirou.com/

CONTENTS

page	
1	最低賃金、平均 15 円アップの 764 円
2	特集 パートタイマーを頼りになる戦力に！
4	お知らせ 年末調整の作業を確認しましょう
5	TOPICS ● 9月から労災保険の特別加入者の 給付基礎日額の選択幅が拡がります ● 社員研修に関するアンケート、若手に手厚く管理職に手薄
6	人事労務の法律ミニ教室 夜間のサポートサービス、宿直手当を払えばいい？
7	助成金を活用しましょう 再就職支援をおこなう事業主に「労働移動支援助成金」
8	ユニークな社内制度 社内のコミュニケーションを活性化
8	労務ひとこと 労働者派遣制度、規制緩和を求める報告書

最低賃金、平均 15 円アップの 764 円

9月10日、今年度の地域別最低賃金の改定額が47都道府県で出そろいました。新しい最低賃金の全国平均額は前年度比15円増の764円となり、国が示した目安の14円アップを上回りました。賃金の底上げによるデフレ脱却を目指す安倍政権の意向が強く反映され、高い引き上げ幅となっています。

改定後の額は664円（鳥取、島根、高知、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、沖縄県）～869円（東京都）で、引き上げ幅が最も大きいのは愛知の22円。すべての都道府県で11円以上の上げ幅を確保しました。

生活保護との逆転は北海道のみ

最低賃金が生活保護を下回る「逆転現象」については、勤労意欲の低下を招くとして問題視されており、早期解

消が課題となっています。現在、逆転現象が起きているのは11都道府県（北海道、青森、宮城、埼玉、千葉、東京、神奈川、京都、大阪、兵庫、広島）で

すが、今回はそのうち北海道を除く10都府県で逆転が解消されました。改定後の額は10月以降、順次適用されます。

地域別最低賃金の額

(円)

都道府県	最低賃金額	引上額	都道府県	最低賃金額	引上額	都道府県	最低賃金額	引上額
北海道	734	15	石川	704	11	岡山	703	12
青森	665	11	福井	701	11	広島	733	14
岩手	665	12	山梨	706	11	山口	701	11
宮城	696	11	長野	713	13	徳島	666	12
秋田	665	11	岐阜	724	11	香川	686	12
山形	665	11	静岡	749	14	愛媛	666	12
福島	675	11	愛知	780	22	高知	664	12
茨城	713	14	三重	737	13	福岡	712	11
栃木	718	13	滋賀	730	14	佐賀	664	11
群馬	707	11	京都	773	14	長崎	664	11
埼玉	785	14	大阪	819	19	熊本	664	11
千葉	777	21	兵庫	761	12	大分	664	11
東京	869	19	奈良	710	11	宮崎	664	11
神奈川	868	19	和歌山	701	11	鹿児島	665	11
新潟	701	12	鳥取	664	11	沖縄	664	11
富山	712	12	島根	664	12	全国平均	764	15